

iDeCoの変更点



iDeCo普及推進キャラクター
「イデコちゃん」

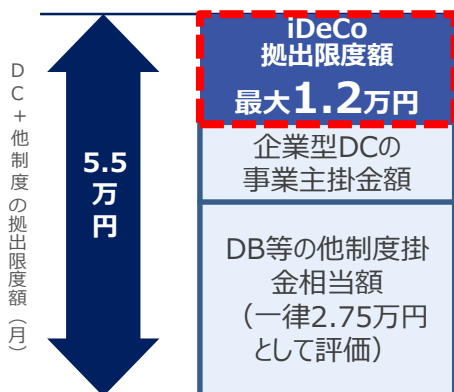
2024年12月1日の法改正に伴い、会社員・公務員がiDeCoへ加入する際に必要だった「事業主の証明書」が不要になり、iDeCoの掛金限度額、脱退一時金の要件が変更となります。

1 iDeCoの拠出限度額が最大2万円へ変更

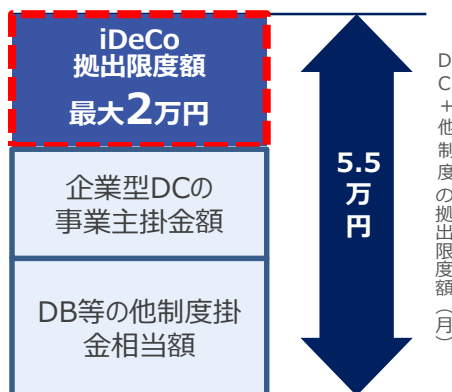
- 会社員・公務員（共済組合員）が確定給付企業年金（DB）等の他制度※とiDeCoを併用する場合のiDeCoの拠出限度額が1.2万円から2万円に上げられます（各月の企業型DCの事業主掛金額と確定給付企業年金等の他制度ごとの掛金相当額（公務員の場合は共済掛金相当額）と合算して月額5.5万円を超えることはできません。）
- 企業型DCの掛金や他制度掛金相当額が増額して5万円を超過した場合は、自動的にiDeCoの掛金拠出が停止されます。

※確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金、公務員の退職等年金給付（共済）です。

現行



2024年12月以降



2 iDeCo加入時等の「事業主の証明書」が不要に

- これまで加入・諸変更時に会社員・公務員（共済組合員）の方にご提出いただいていた「事業主の証明書」は2024年12月から廃止となります。（iDeCo + 等で掛金を事業主払込（給与天引）にされる場合は別途「事業主払込に関する証明書」が必要です。）

3 iDeCoの掛金を拠出できなくなった場合、条件を満たせば脱退一時金が受け取れるように

- すでにiDeCoに加入されている方でも、企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額によっては、現在拠出しているiDeCoの掛金が減額調整されたり、iDeCoの掛金の最低額（月額5千円）を下回り、掛金を拠出できなくなる可能性があります。
- iDeCoの掛金を拠出できなくなった場合は、資産額が一定額（25万円）以下である等、以下の脱退一時金受給要件を満たした場合にiDeCoの資産を脱退一時金として受給することができます。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

脱退一時金受給要件については、厚生労働省ホームページ

2. 制度の概要（5）給付をご参照ください

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/gaiyou.html>



企業型DC加入者のiDeCo加入要件

- 1 企業型DCの掛金・iDeCoの掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月定額拠出であること
- 2 企業型DCのマッチング拠出(加入者掛金拠出)を利用していないこと

iDeCo拠出可能見込額の確認方法（JIS&T）

企業型DCの記録関連運営管理機関がJIS&Tの場合は、iDeCo拠出可能見込額は、「確定拠出年金インフォメーション」ログイン後、「残高・時価評価額照会」をクリックし、メニューで「拠出情報照会」をクリックしていただくことができます（その他の場合は、企業型DCの記録関連運営管理機関へご確認ください）。

「みずほDC・iDeCoアプリ」から 「加入者専用サイト」へアクセス



PCをご利用の方は「確定拠出年金インフォメーション」へアクセスしてください。 <https://www.dcplan.co.jp/mizuhobank/>

拠出情報照会

毎月掛金額と運用予定額

毎月掛金額(a)	15,000円
収納予定手数料(b)	0円
運用予定額(a)-(b)	15,000円

iDeCo拠出可能見込額

iDeCo拠出可能見込額照会

あなたはiDeCo（個人型確定拠出年金）への同時加入が可能と見込まれるため、本画面が参照可能となっております。
本照会画面ではiDeCoへ加入される場合に、iDeCoの毎月掛金として拠出可能な見込額を参考値として表示しております。
iDeCoへのご加入を検討される場合等にご活用ください。

iDeCo拠出可能見込額 20,000円

iDeCoの毎月掛金として拠出可能な額です。
ご加入や金額変更を検討される場合にご活用ください。

イメージ

あなたの場合は？
今すぐシミュレーション

節税メリットシミュレーション

節税メリットシミュレーション 検索

提供：日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社



みずほのiDeCoのお申込方法はこちら

iDeCoオンライン申込サービス

みずほ銀行 iDeCo

検索



iDeCoに関するご照会・ご相談は

みずほ銀行確定拠出年金コールセンター 0120-867-401

委託運営先：
確定拠出年金サービス株式会社

- フリーダイヤルをご利用いただけない場合（通話料有料）045-949-6250
- オペレーターサービス利用時間帯 平日 9:00～21:00 / 土・日曜日 9:00～17:00
（12月31日～1月3日、祝日・振替休日、ゴールデンウィークの一部の日およびメンテナンスの日のご利用いただけません）